

## 一橋大学博士学位申請論文審査報告書

令和元年9月13日

申請者 渡邊 真由

論文題目 Online Dispute Resolution による新たな民事紛争解決——IT&AI テクノロジーによる正義へのアクセス

審査員 吉村政穂, 山本和彦, 小林秀之

本論文は、情報通信技術を活用する紛争解決の仕組みである Online Dispute Resolution (以下、ODR という) の社会実装に向けて、現代社会における正義へのアクセス拡大という観点から包括的な検討を行うものである。法実務とテクノロジーの融合に関する現状を紹介する第1章、民事紛争解決と ODR との関係について分析する第2章、ODR の国際的動向を紹介する第3章、日本における ODR 普及の可能性について検証する第4章、IT&AI テクノロジーによる正義へのアクセス拡大を論じる第5章及び終章によって構成されている。

ODR は近年急速に拡大している仕組みであり、その法的課題の検討を試みた論文として、次のような意義を認めることができる。第1に、取り組んだテーマの先進性及び独自性である。ODR については、紛争解決システムを効率化するものとして各国で関心を集めているものの、正義へのアクセスという観点からその望ましい在り方を包括的に検討する試みはなお緒に就いたばかりである。諸外国の実践例に関する紹介等も盛んになり始めたところであり、その見取り図を提供するような包括的な整理・紹介を行ったことそれ自身に意義を認めることができる。さらに本論文は、法領域における技術イノベーションの背景について丁寧に分析するとともに、紛争解決制度のシステムデザイン (リーガルデザイン) のアプローチを導入する必要性を訴え、その手法に一定程度成功したといえる。

第2に、社会実装に向けた課題抽出に踏み込んだ検討となっている点である。本論文は、ODR に関する国際的なルール整備の動向、諸外国における ODR 導入状況及び日本における ICT 利用の現状を概観・分析し、日本における各種 ODR 導入に際しての課題を抽出する取組に多くの記述を割いている。正義へのアクセス実現という渡邊氏の問題意識にとって、制度の社会実装に結び付く具体的提言が重要であり、本論文を有意義なものとしている。

第3に、ODR の展開を、正義へのアクセスを実現する機会として捉え、その理念——迅速・廉価・簡便——がいかに理解されるべきかを具体化し、制度設計にあたっての視点を提供する点である。特に、紛争解決制度の設計にあたって重視すべき要素を特定し、判断プロセスの構造化を試みている点で重要な貢献であるといえる。

もっとも、本論文の課題としては、ODR 以外の領域にも共通する問題に関する検討が不十分である点が指摘できる。例えば、ODR における AI 活用の問題点について、他の法分野でも議論が発展している論点でもあり、それらを参照して議論を深めることが可能であった。また、手続保障論といった民事訴訟法をめぐる基礎理論との接合も十分に検証されているわけではない。ただし、これらの課題は、今後の研究によってさらなる理論深化を期待できるものであって、本論文それ自体の評価を損なうものではないといえる。

以上のような論文の評価と口述試験の結果に基づいて、審査員一同は、申請者渡邊真由氏に一橋大学博士 (経営法) の学位を授与することが適当であると判断する。